

# 花巻市ブロック塀等安全確保事業費助成の概要

地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防止するために、市民の皆様が所有するブロック塀等の耐震診断、耐震改修、除却及び建替えを行う際、その費用の一部を花巻市が助成します。

なお、本助成を受けるには、事前相談が必要になります。また、業者との工事等契約をする前に、補助金交付申請をする必要があります。契約後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

## ■ 事前相談

市では、助成を受けようとするブロック塀等が補助対象に該当するかを、職員が調査し、その判断を行います。そのため、申請に先立ち事前の相談が必要となります。

詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。

## ■ 対象となるブロック塀等

事前相談による調査の結果、補助対象と認められるブロック塀等※1で、次のいずれかに該当するもののうち、道路または敷地からの高さが、原則として1.2mを超えるものが対象となります。

- ア 避難地（地域防災計画における指定緊急避難場所及び指定避難所）に面するもの
- イ 通学路（小学校、中学校、幼稚園、認定こども園又は保育園に通う児童及び生徒が通行する道路）、緊急輸送道路及び、避難地に安全に到達する道路に面するもの

※1 補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀のことをいいます。

## ■ 補助対象者（申請者）

ブロック塀等を所有又は管理している方で、次のすべてに該当する方

- ア 前年度の市税等を滞納していないこと
- イ すでに本補助金の交付を受けていないこと
- ウ 共有している場合は、共有者も既に本補助金の交付を受けていないこと
- エ 共有している場合は、共有者の同意を受けていること（同意書が必要）
- オ 土地の販売を目的として除却工事を行わないこと

## ■ 補助金の額

ブロック塀等の耐震診断、耐震改修、除却及び建替えに要する経費の合計額（ブロック塀等の長さに1m当たり80,000円を乗じて得た額が限度）の3分の2の額（1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）若しくは500,000円の少ない額。

## ■ 受付期間

---

令和5年6月12日（月）から令和6年1月5日（金）

※令和6年1月31日（水）までに完了できるものに限りです。

## ■ 申請に必要なもの

---

- 1 申請書
- 2 土地建物の所有状況及び市税等の納付状況を確認することについての同意書
- 3 補助対象事業実施同意書（所有者が複数存在する場合、管理者が申請を行う場合）
- 4 付近見取り図（ブロック塀等が存在する敷地を場所をマークしたもの）
- 5 ブロック塀等の配置図、見付図
- 6 ブロック塀等の現況写真
- 7 費用の見積書またはその写し※2

※2 本事業を実施するにあたり、工事等契約をする工事業者は、本市に店舗、営業所を有する工事業者と工事等契約をすること。

## ■ 手続きの流れ

---

別紙「手続きの流れ」をご覧ください。なお、詳しい内容については建築住宅課にお問い合わせください。